

【調査の概要】（米生産費）

1 調査の目的

農業経営統計調査の米生産費統計は、米の生産コストを明らかにし、農政（米の生産コスト低減対策、生産対策、経営改善対策等）の資料を整備することを目的としている。

2 調査の対象

本調査は、食用に供する目的で栽培している水稻を対象作物とし、2015年農林業センサスに基づく農業経営体のうち、組織による農業経営を行い、水稻を作付けし、販売する法人格を有する経営体（組織法人経営）を対象に実施した。

3 調査事項

米の生産活動を維持・継続するために投入した費目別の費用、労働時間等

4 調査期間

調査期間は、平成30年1月から12月までの1年間である。

5 調査方法

調査は、職員又は統計調査員が調査対象経営体の決算書類等（貸借対照表、損益計算書その他会計に関する書類）を閲覧し、米の生産のために投下した労働時間、使用した資材、生産物の処分方法等を調査簿に転記する方法、職員又は統計調査員による調査対象経営体の代表者（調査協力者）に対する面接調査の併用によって行った。

6 調査対象経営体数（標本の大きさ）

52経営体（うち、集計経営体数：51経営体（なお、稲作主体の米生産費の集計経営体数は50経営体である。））

注： 調査期間中に調査不能となった調査対象経営体、玄米の販売がなかった調査対象経営体及び過去5か年の10a当たり収量のうち、最高及び最低の年を除いた3年間の10a当たり平均収量に対する調査年の収量の増減率が±20%以上であった調査対象経営体を除いた調査対象経営体を集計経営体としている。

7 集計方法

調査対象経営体ごとにウェイトを定め、集計対象とする区分ごとに次式により算出した。

この場合のウェイトとは、水稻作付面積規模別及び全国農業地域別に抽出時における調査対象経営体数（ただし、調査期間中に調査不能となった調査対象経営体を除く）を2015年農林業センサス結果から求めた経営体数で除した値の逆数としている。

(1) 1経営体当たり平均値

$$1 \text{ 経営体当たり平均値} = \frac{\sum_{i=1}^n w_i x_i}{\sum_{i=1}^n w_i}$$

x_i : 集計対象とする区分に属する*i*番目の集計経営体の*X*項目の調査結果

w_i : 集計対象とする区分に属する*i*番目の集計経営体のウェイト

n : 集計対象とする区分に属する集計経営体数

(2) 計算単位当たり生産費

$$\text{計算単位当たり生産費} = \frac{\sum_{i=1}^n w_i c_i}{\sum_{i=1}^n w_i v_i}$$

- c_i : 集計対象とする区分に属する*i*番目の集計経営体の生産費の調査結果
 v_i : 集計対象とする区分に属する*i*番目の集計経営体の計算単位の数量の調査結果
 w_i : 集計対象とする区分に属する*i*番目の集計経営体のウェイト
 n : 集計対象とする区分に属する集計経営体数

8 実績精度

60kg当たり全算入生産費を指標とした全国平均の実績精度を標準誤差率（標準誤差の推定値÷推定値×100）により示すと3.0%である。

9 用語の解説

- (1) 構成員とは、法人に出資をしている個人のうち、事業に1日以上従事した者をいう。
- (2) 農業年雇とは、構成員以外で年間7月以上雇用している者をいう。
- (3) 構成農家世帯とは、法人に出資をしている個人の属する農家世帯をいう。
- (4) 構成員労働費とは、構成員労働時間に「毎月勤労統計調査」（厚生労働省）の「建設業」、「製造業」及び「運輸業、郵便業」に属する5～29人規模の事業所における賃金データ（都道府県単位）を基に算出した男女同一単価（当該地域で男女を問わず実際に支払われた平均賃金）を乗じて評価したものである。
- (5) 自作地地代とは、その地方の類地（調査対象作目の作付地と地力等が類似している作付地）の小作料で評価したものである。
- (6) 自己資本利子とは、総資本額から借入資本額を差し引いた自己資本額に年利4%を乗じて算出したものである。

10 利用上の注意

- (1) 表中に用いた記号は、次のとおりである。
 - 「－」 : 事実のないもの
 - 「△」 : 負数又は減少したもの

【調査の概要】（大豆生産費）

1 調査の目的

農業経営統計調査の大豆生産費統計は、大豆の生産コストを明らかにし、農政（生産対策、経営改善対策等）の資料を整備することを目的としている。

2 調査の対象

本調査は、2015年農林業センサスに基づく農業経営体のうち、組織による農業経営を行い、大豆を作付けし、販売する法人格を有する経営体（組織法人経営）を対象に実施した。

3 調査事項

大豆の生産活動を維持・継続するために投入した費目別の費用、労働時間等

4 調査期間

調査期間は、平成30年1月から12月までの1年間である。

5 調査方法

調査は、職員又は統計調査員が調査対象経営体の決算書類等（貸借対照表、損益計算書その他会計に関する書類）を閲覧し、大豆の生産のために投下した労働時間、使用した資材、生産物の処分方法等を調査簿に転記する方法、職員又は統計調査員による調査対象経営体の代表者（調査協力者）に対する面接調査の併用によって行った。

6 調査対象経営体数

38経営体（集計経営体数：35経営体）

注：調査対象経営体のうち、調査期間中に調査不能となった調査対象経営体及び過去5か年の10a当たり収量のうち、最高及び最低の年を除いた3年間の10a当たり平均収量に対する調査年の収量の増減収率が±70%以上であった調査対象経営体を除いた調査対象経営体を集計対象としている。

7 集計方法

調査対象経営体ごとにウエイトを定め、集計対象とする区分ごとに加重平均法により算出した。

この場合のウエイトとは、都道府県別作付面積規模別に調査対象経営体数を当該年産の「経営所得安定対策加入申請者数」のうち、大豆の作付け（営農計画）のある法人経営体数で除した値の逆数としている。

8 実績精度

60kg当たり全算入生産費を指標とした全国平均の実績精度を標準誤差率（標準誤差の推定値÷推定値×100）により示すと7.3%である。

9 用語の解説

- (1) 構成員とは、法人に出資をしている個人のうち、事業に1日以上従事した者をいう。
- (2) 農業年雇とは、構成員以外で年間7月以上雇用している者をいう。
- (3) 構成農家世帯とは、法人に出資をしている個人の属する農家世帯をいう。
- (4) 構成員労働費とは、構成員労働時間に「毎月勤労統計調査」（厚生労働省）の「建設業」、「製造業」及び「運輸業、郵便業」に属する5～29人規模の事業所における賃金データ（都道府県単位）を基に算出した男女同一単価（当該地域で男女を問わず実際に支払われた平均賃金）を乗じて評価したものである。

- (5) 自作地地代とは、その地方の類地（調査対象作目の作付地と地力等が類似している作付地）の小作料で評価したものである。
- (6) 自己資本利子とは、総資本額から借入資本額を差し引いた自己資本額に年利4%を乗じて算出したものである。

10 利用上の注意

- (1) 表中に用いた記号は、次のとおりである。
 - 「－」：事実のないもの
 - 「△」：負数又は減少したもの

【調査の概要】（小麦生産費）

1 調査の目的

農業経営統計調査の小麦生産費統計は、小麦の生産コストを明らかにし、農政（生産対策、経営改善対策等）の資料を整備することを目的としている。

2 調査の対象

本調査は、2015年農林業センサスに基づく農業経営体のうち、組織による農業経営を行い、小麦を作付けし、販売する法人格を有する経営体（組織法人経営）を対象に実施した。

3 調査事項

小麦の生産活動を維持・継続するために投入した費目別の費用、労働時間等

4 調査期間

調査期間は、平成29年9月から平成30年8月までの1年間である。

5 調査方法

調査は、職員又は統計調査員が調査対象経営体の決算書類等（貸借対照表、損益計算書その他会計に関する書類）を閲覧し、小麦の生産のために投下した労働時間、使用した資材、生産物の処分方法等を調査簿に転記する方法、職員又は統計調査員による調査対象経営体の代表者（調査協力者）に対する面接調査の併用によって行った。

6 調査対象経営体数

33経営体（集計経営体数：32経営体）

注：調査対象経営体のうち、調査期間中に調査不能となった調査対象経営体及び過去5か年の10a当たり収量のうち、最高及び最低の年を除いた3年間の10a当たり平均収量に対する調査年の収量の増減収率が±70%以上であった調査対象経営体を除いた調査対象経営体を集計対象としている。

7 集計方法

調査対象経営体ごとにウェイトを定め、集計対象とする区分ごとに加重平均法により算出した。

この場合のウェイトとは、都道府県別作付面積規模別に調査対象経営体数を、当該年産の「経営所得安定対策加入申請者数」のうち小麦の作付け（営農計画）のある法人経営体数で除した値の逆数としている。

8 実績精度

60kg当たり全算入生産費を指標とした全国平均の実績精度を標準誤差率（標準誤差の推定値÷推定値×100）により示すと6.1%である。

9 用語の解説

- (1) 構成員とは、法人に出資をしている個人のうち、事業に1日以上従事した者をいう。
- (2) 農業年雇とは、構成員以外で年間7月以上雇用している者をいう。
- (3) 構成農家世帯とは、法人に出資をしている個人の属する農家世帯をいう。
- (4) 構成員労働費とは、構成員労働時間に「毎月勤労統計調査」（厚生労働省）の「建設業」、「製造業」及び「運輸業、郵便業」に属する5～29人規模の事業所における賃金データ（都道府県単位）を基に算出した男女同一単価（当該地域で男女を問わず実際に支払われた平均賃金）を乗じて評価したものである。

- (5) 自作地地代とは、その地方の類地（調査対象作目の作付地と地力等が類似している作付地）の小作料で評価したものである。
- (6) 自己資本利子とは、総資本額から借入資本額を差し引いた自己資本額に年利4%を乗じて算出したものである。